

狛江市人権・男女共同参画推進本部等の設置について

現在、「狛江市男女共同参画推進計画」（以下「計画」という。）の推進等を目的とし、課長職で構成する狛江市男女共同参画推進計画庁内推進本部、担当職員で構成する狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議（以下合わせて「庁内会議」という。）を設置している。

今後、男女共同参画を推進することに加え、令和2年7月に施行した「人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例」（以下「条例」という。）を推進するため、人権・男女共同参画施策を総合的に推進する組織として庁内会議を狛江市人権・男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）等として整理する。

1. 推進本部

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
部員	企画財政部長、総務部長、市民生活部長、福祉保健部長、子ども家庭部長、環境部長、都市建設部長、議会事務局長、教育部長

（所掌事項）

条例、計画の総合的な推進を図るため、人権・男女共同参画施策の全庁的な調整及び進行管理を行う。

2. 狛江市人権・男女共同参画推進庁内委員会

※人権・男女共同参画推進に関連のある部署	
委員長	企画財政部長
副委員長	政策室長
委員	秘書広報室長、安心安全課長、職員課長、地域活性課長、福祉政策課長、福祉相談課長、高齢障がい課長、健康推進課長、子ども政策課長、子ども発達支援課長、指導室長

（所掌事項）

- 1 条例・計画に関する検討及び施策の推進に関すること
- 2 条例・計画の進捗状況等の報告に関すること
- 3 その他市長が必要と認める事項